

# 第1章 計画の策定にあたって

# 1 計画策定の背景

近年、人口の減少や高齢化、核家族化などによる家族機能の低下、地域のコミュニティやつながりの希薄化、人々のライフスタイルの多様化等により、地域や家族を取り巻く環境は大きく変化しています。

それに伴い福祉課題の多様化、複雑化の中で、これまでどおりの支援では対応が困難なケースも顕在化してきています。

こうした状況の中で、国では制度・分野ごとの縦割りや支え手、受け手という関係を超えて、地域住民や地域のさまざまな主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会「地域共生社会」を目指しています。



出典：厚生労働省「地域共生社会のポータルサイト」

矢板市と矢板市社会福祉協議会では、こうした社会状況を踏まえ、市における地域福祉の理念と仕組みを示す「地域福祉計画」と、社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」を一体的にした「第3期矢板市地域福祉計画及び地域福祉活動計画」を策定し、すべての市民が住み慣れた地域において支えあいながら、安心して自立した生活を送ることができる地域共生社会の実現を目指します。

## 2 地域福祉・地域福祉計画・地域福祉活動計画とは

「地域福祉」とは、誰もが住み慣れた地域で、安心して暮らし続けられるように、行政や福祉関係の事業者・団体、ボランティアなど地域に関わるすべての人や団体が力をあわせ、地域における生活課題の解決に取り組んでいくことが地域福祉となります。

これからの地域づくりは、住民の誰もが住み慣れた地域の中で、心豊かに安心して暮らしていける仕組みをつくり、それを維持していくことが求められています。そのためには、さまざまな生活課題について、

「住民一人ひとりの努力（自助）」

「隣近所や自治会等、近隣地域の中で協力し合うこと（互助）」

「支えあいの取り組みを関連機関等が行うこと（共助）」

「行政が公的サービス等を行うこと（公助）」

の4つの連携によって解決していこうとする取り組みが重要です。

### 【自助・互助・共助・公助】

<p style="text-align: center;"><b>自助</b></p> <p style="text-align: center;">できる限り自分自身や家族で 解決して対応すること</p> <p style="text-align: center;">市民 (自分・家族)</p>	<p style="text-align: center;"><b>互助</b></p> <p style="text-align: center;">隣近所の支えあいで 対応すること</p> <p style="text-align: center;">近隣地域 (隣近所・自治会等)</p>
<p style="text-align: center;"><b>共助</b></p> <p style="text-align: center;">ボランティア等の市民同士の 支えあいで対応すること</p> <p style="text-align: center;">関連機関等 (社会福祉協議会・NPO・ボランティア団体 等の各種団体)</p>	<p style="text-align: center;"><b>公助</b></p> <p style="text-align: center;">行政による公的な福祉 サービス等で対応すること</p> <p style="text-align: center;">行政 (市、警察、消防、県等の行政機関)</p>

「地域福祉計画」は、地域住民が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるようにするために、社会福祉法第 107 条に基づき市町村が作成するものです。

地域福祉計画は、以下の5つの事項について具体的な内容を示すとともに、その他の必要な事項を加え、計画に盛り込むことが求められています。(社会福祉法第 107 条)

- ①地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- ②地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- ③地域における社会福祉を目的とした事業の健全な発達に関する事項
- ④地域福祉に関する活動への住民の参加に関する事項
- ⑤地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

「地域福祉活動計画」は、社会福祉法第 109 条の規定に基づく社会福祉協議会が主体となって、地域の社会福祉の推進を目的として策定する、実践的な活動計画です。

この計画は、市民参加のもとに地域住民、ボランティアなどが自主的・自発的な活動を行いながら、お互いに連携し地域での組織化を具体的に進めていく「互助（住民活動）」の性格をより明確にした計画であるといえます。

地域福祉を進めるための理念や仕組みをつくる計画が地域福祉計画であり、それを実行するための、市民活動・行動のあり方を定める計画が地域福祉活動計画となります。

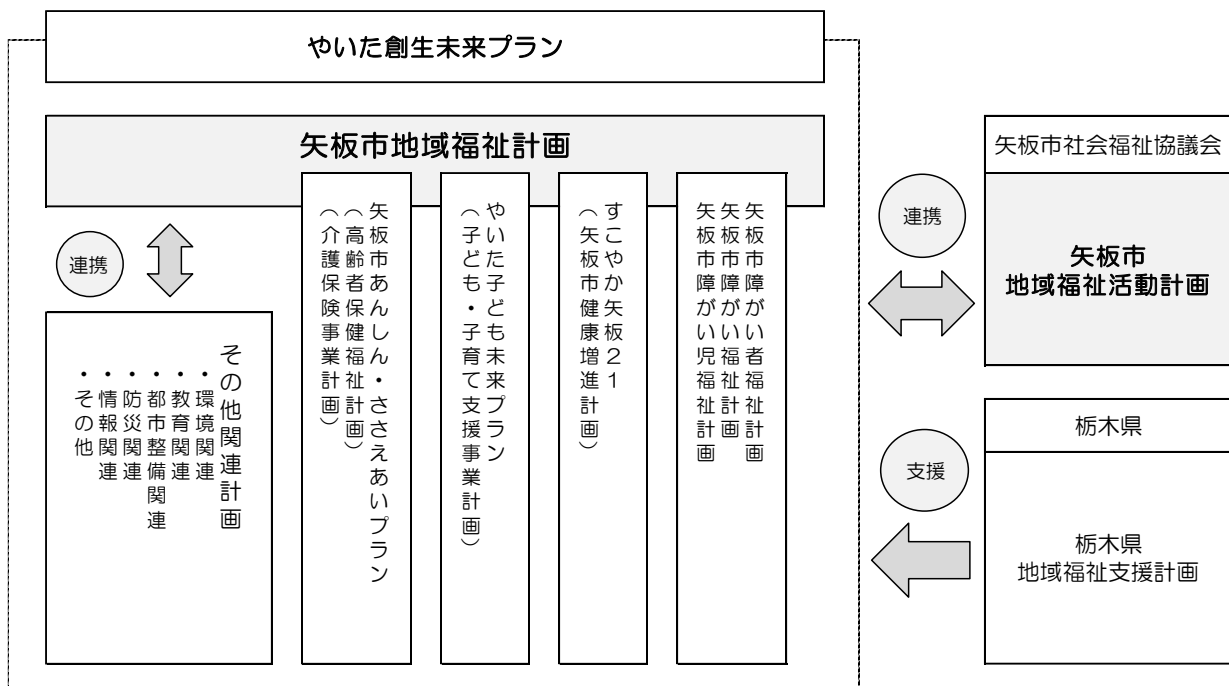
市が策定する地域福祉計画と社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画とは、重複している部分が多くあるため、これら計画を一体的に策定することで、強い連携で、より効率よくそれぞれの事業を進めることが可能となります。

### 3 計画の位置づけ

本計画は、本市の最上位計画でまちづくりの指針となる、「やいた創生未来プラン」を基盤としながら、福祉に関連する高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉、健康増進等の各個別計画を横断的につなぎ、連携を図りながら、地域福祉の充実を図ります。

なお、本計画は成年後見制度の利用の促進に関する法律第 14 条に基づき定められる「市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画（市町村成年後見制度利用促進基本計画）」としても位置づけて策定します。

【本計画の位置づけ】



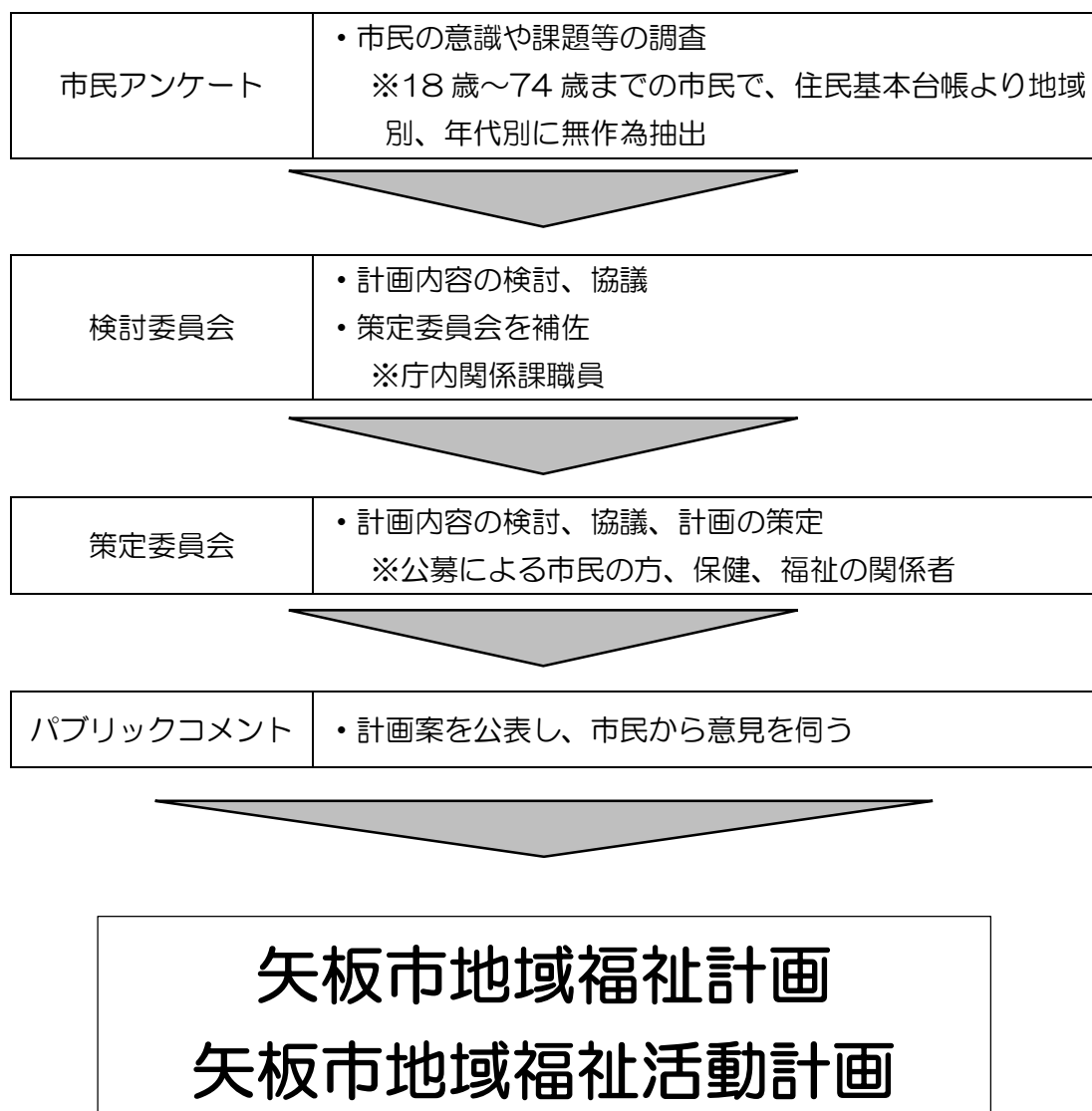
## 4 計画の策定体制

本計画の策定に先立ちアンケートを行い、地域福祉に関する市民の意識や意見などを把握し、計画策定のための基礎資料としました。

また、一般公募市民、保健や福祉の関係者などの参画により、「策定委員会」を設置し、計画内容の検討・協議を行い、計画案を策定しました。

更に、「策定委員会」を補佐するため、庁内において「検討委員会」を組織し、関係各課との連携を図り、具体的な施策について継続・見直しなどの検討調整を行いました。

計画案に対し、広く市民の方々よりご意見を伺うため、パブリックコメントを実施し、計画として策定しました。



## 5 計画の期間

この計画は、令和5年度から令和14年度までの10年間を計画期間とします。この期間に社会情勢や市の状況、関係法制度などに著しい変化があった場合、必要に応じて見直しを行うこととします。

～令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年	令和12年	令和13年	令和14年	令和15年
第2期矢板市地域福祉計画 矢板市地域福祉活動計画				第3期矢板市地域福祉計画 矢板市地域福祉活動計画									第4期計画 (予定)	
第2次矢板市総合計画		やいた創生未来プラン (第3次)				第4次計画 (予定)				第5次計画 (予定)				
第1期計画	第2期 やいた子ども未来プラン				第3期計画 (予定)				第4期計画 (予定)					
第7期計画	第8期 矢板市あんしん・ ささえあいプラン		第9期計画 (予定)			第10期計画 (予定)		第11期計画 (予定)		第12期計画 (予定)				
第4次計画	第5次 矢板市障がい者福祉計画					第6次計画 (予定)				第7次計画 (予定)				
第5期計画	第6期 矢板市障がい福祉計画		第7期計画 (予定)			第8期計画 (予定)		第9期計画 (予定)		第10期計画 (予定)				
第1期計画	第2期 矢板市障がい児福祉計画		第3期計画 (予定)			第4期計画 (予定)		第5期計画 (予定)		第6期計画 (予定)				
第2期すこやか矢板21計画						第3期計画 (予定)								